

公益社団法人日本女医会 山本繡子賞 規程

（目 的）

第1条 公益社団法人日本女医会 山本繡子賞は、山本繡子氏の御遺志により日本女医会に寄付された基金 500 万円から、若手女性医師の海外におけるグローバルな活躍を目的とした助成を行うものである。

（英語表記）

第2条 The Hiroko Yamamoto Award, Japan Medical Women' s Association とする。

（対 象）

第3条 山本繡子賞の授与は、原則、毎年2名とする。

（助成金授与額）

第4条 原則、一人当たり 10 万円とする。

（選考対象）

第5条 応募締切時に満 40 歳以下で、大学病院または総合病院などに常勤医として勤務しており、1 年以内に海外学会報告などの学術活動を行っている、または1年以内に行う予定の日本国に在住している女性医師（教授は除く）とする。臨床・基礎医学の別は問わない。

第6条 申請に必要な書類申請書

- 1) 履歴書（写真貼付）
- 2) 学会発表の抄録
- 3) 研究に関する自著を含む共著論文 2 編

申請書類に加えて次の書類も併せて提出しなければならない

- 1) 公益社団法人日本女医会会員（選考委員を除く）2 名の推薦状
- 2) 誓約書
- 3) 業績目録

（選考委員・選考委員会）

第7条 選考委員会は、7 名（会長、副会長、庶務部担当理事、外部委員）の委員をもって構成し理事会で決定する。その任期は日本女医会役員任期と同じとする。委員長は会長とする。

2. 選考委員会は、候補者について書類選考し、別に定める審査基準に基づき、受賞者を決定する。

3. 選考過程で、さらに外部アドバイザーを選定し、意見を得ることができる。
4. 候補者の親族及び推薦者は選考委員になれない。なお、選考委員に欠員が生じたときは理事会の互選により選出する。但し外部委員に欠員が生じた時は新たに外部委員を理事会で委嘱する。
5. 外部委員への報酬の支給については定める内規による。

(授 与)

第8条 受賞者は原則として、受賞年度に開催される総会において表彰される。

(報 告)

第9条 学会発表報告を受賞後1年以内に行うものとする。報告書は日本女医会会報に掲載する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年3月16日改訂)

(令和4年7月16日改訂)

(令和7年3月15日改訂)